

香川県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成24年3月30日

香川県病院事業管理者 小 出 典 男

香川県病院局管理規程第3号

香川県病院局財務規程の一部を改正する規程

香川県病院局財務規程（平成19年香川県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(減価償却の特例)</p> <p>第87条 管理者又は病院の長は、有形固定資産について、その帳簿価額が帳簿原価の100分の5に相当する金額に達した後においても、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）<u>第15条第3項</u>の規定により、その年数を定めて、帳簿価額が1円に達するまで減価償却を行うことができる。</p> | <p>(減価償却の特例)</p> <p>第87条 管理者又は病院の長は、有形固定資産について、その帳簿価額が帳簿原価の100分の5に相当する金額に達した後においても、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）<u>第8条第3項</u>の規定により、その年数を定めて、帳簿価額が1円に達するまで減価償却を行うことができる。</p> |

附 則

この規程は、公布の日から施行する。